仙台市病院規程第二十二号

仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

会和七年九月三十日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院職員の育児休業等に関する規程(平成四年仙台市病院規程第八号)の一部を次のように改正する。

(育児短時間勤務の形態)

第二条の三 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二 号) 第三十九条第四項の規定により読み替えて適用する育児休 業法第十条第一項の管理者が定める勤務の形態は、次の各号に 掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とす

「一・二 略]

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第二条の四 退職手当規程第十一条第一項及び第十四条第四項 の規定の適用については、育児短時間勤務(**育児休業法**第十条 第一項に規定する育児短時間勤務をいい、同法第十七条の規定 による短時間勤務を含む。以下同じ。) をした期間は、同規程 第十一条第一項に規定する現実に職務に従事することを要し ない期間に該当するものとする。

[2・3 略]

(部分休業)

第三条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、職員が 請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるとき は、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育 するため一日の勤務時間の一部 (二時間を超えない範囲内の時 間に限る。) について勤務しないこと(以下「部分休業」とい う。)を承認することができる。ただし、当該職員が現に育児 短時間勤務をしている場合は、この限りでない。

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間(勤務時間規程第六条第 二項に規定する正規の勤務時間をいう。) の始め又は終わりに おいて、三十分を単位として行うものとする。

3 勤務時間規程第十八条の規定による育児時間又は勤務時間

改正後

(育児短時間勤務の形態)

第二条の三 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二 号) 第三十九条第五項の規定により読み替えて適用する育児休 業法(次条第一項において「読替え後の育児休業法」という。) 第十条第一項の管理者が定める勤務の形態は、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

[一・二 略]

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第二条の四 退職手当規程第十一条第一項及び第十四条第四項 の規定の適用については、育児短時間勤務 (読替え後の育児休 業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいい、読替え後 の育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下同 じ。)をした期間は、同規程第十一条第一項に規定する現実に 職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

[2・3 略]

(部分休業)

- 第三条 病院事業管理者(以下この条において「管理者」という。) は、職員(次に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、 業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学 校就学の始期に達するまでの子 (育児休業法第二条第一項にお いて子に含まれるものとされる者を含む。第三項及び第五項に おいて同じ。) を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部 について勤務しないこと(**以下この条において**「部分休業」と いう。)を承認することができる。
  - 一 育児短時間勤務をしている職員
  - 二 次のイ又はロに掲げる非常勤職員以外の非常勤職員(地方 公務員法第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短 時間勤務職員を除く。)
    - イ 一週間当たりの勤務日の日数が三日以上の非常勤職員
    - <u>ロ</u> 週以外の期間によって勤務時間が定められている非常 勤職員で一年度当たりの勤務日の日数が百二十一日以上 のもの
- 2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎 年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、あらかじ め、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間 における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとす
  - 一 一日につき二時間を超えない範囲内
  - 二 一年につき次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、当該 イ又は口に定める時間を超えない範囲内
    - イ 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分
    - ロ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤 務時間数に十を乗じて得た時間
- 3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病

規程第三十条第一項の規定に基づく介護部分休業の承認を受 けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日 につき二時間から当該育児時間又は介護部分休業の承認を受 けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うも のとする。

により入院したこと、配偶者と別居したことその他の前項の規 定による申出時に予測することができなかった事実が生じた ことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学 校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じる と管理者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変 更することができる。

- 4 第二項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲 内(前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後 のもの) において、第一項の規定による部分休業の請求をする ことができる。
- 5 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休 暇を始めたこと、出産したこと、休職若しくは停職の処分を受 けたこと又は当該部分休業に係る子が死亡したこと若しくは 当該職員の子でなくなったことにより、その効力を失う。
- 6 職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けるこ とはない。
- 7 前各項に定めるもののほか、職員の部分休業については、市 長の事務部局の例による。

「削る)

(部分休業の承認の失効等)

- 第四条 部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前 の休暇を始めたこと、出産したこと、休職若しくは停職の処分 を受けたこと又は当該部分休業に係る子が死亡したこと若し くは当該職員の子でなくなったことにより、その効力を失う。
- 2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子 を養育しなくなったことと認めるときは、当該部分休業の承認 を取り消すものとする。

(部分休業の承認の請求手続)

- 第五条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行 うものとする。
- 2 管理者は、部分休業の承認の請求について、その事由を確認 する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対し て、証明書類の提出を求めることができる。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第六条 部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞 なく、その旨を養育状況変更届により管理者に届け出なければ ならない。
  - 一 部分休業に係る子が死亡した場合
  - 二 部分休業に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- 三 部分休業に係る子を養育しなくなった場合
- 2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用す る。

(部分休業整理簿)

第七条 所属長は、部分休業整理簿に必要な事項を記入し、その 月分を翌月の三日(その日が日曜日、土曜日又は勤務時間規程 第七条第一項に規定する休日(以下「休日」という。) に当た るときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜 日又は休日でない日)までに総務課長に提出しなければならな ٧١°

(実施細目)

「削る」

[削る]

[削る]

(実施細目)

第四条 [略]

**第八条** [略]

附則

この規程は、令和七年十月一日から施行する。